

海外口座情報 55万件入手

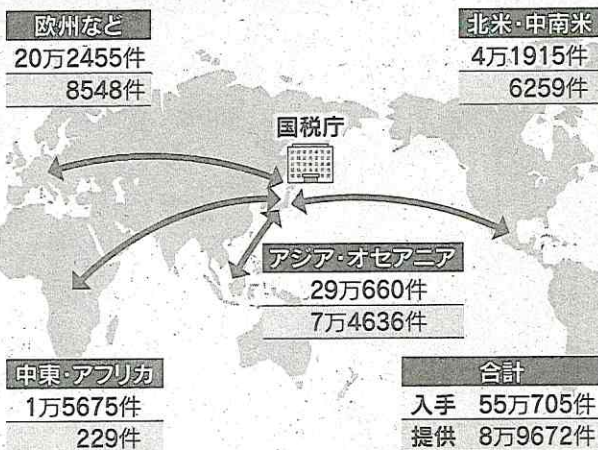
国税庁は31日、約100カ国・地域が自国内の金融機関にある外国居住者の口座情報を交換する新制度により、同日時点で日本居住者が海外に持つ口座情報約55万件を入手したと発表した。富裕層の海外資産の把握に苦心してきた国税当局にとってはまさに「宝の山」。国境をまたぐ脱税や租税回避を防ぐため、入手した情報を活用して税務調査を進める方針だ。

国税庁によると、9月以降入手した口座情報55万件は64カ国・地域にまたがり、租税回避地(タックスヘイブン)も含まれる。地域別ではアジア・オセアニアが29万件、欧州など20万件、北米・中南米4万件、中東・アフリカ1万5千件。日本からは58カ国・地域に対し約9万件の情報を提供した。

新制度はCRS(Common Reporting Standard)共通報告基準)と呼ばれ、各国の税務当局が自国の金融機関に外国に住む顧客(非居住者)の口座情報を報告させ、年1回、参加国間で情報交換する仕組み。国際的な脱税や租税回避を防ぐために経済協力開発機構(OECD)で策定された。2017年に初の情報交換が行われ、日本は

国税庁、富裕層の資産把握 税逃れにけん制効果

CRS情報の入手・提供状況



国口座税務コンプライアンス法)に基づき、米国人などの口座情報を世界各地の金融機関から集める仕組みを持っており、CRSは参加していない。交換で得られる情報は顧客の氏名、住所、口座残高、利子・配当の年間受取総額など。口座情報入手は2つの点で大きな意味を持つ。1つ目は富裕層の海外資産をガラス張りにできることだ。今回、CRSで入手した口座情報は約55万件。国外に5千万円超の財産を持つ人に提出が義務付け

られた「国外財産調査」は9102件(16年分)にとどまる。すべての海外口座について同調査の提出義務があるわけではないが、いかに一度に多くの情報を手に入れたかが分かる。「自動的、電子的、義務的であることがこれまでと大きく違う」と国税庁の担当者は強調。大量の情報と既に国税が持つ情報を組み合わせれば税務調査や課税、徴収に役立つ可能性がある。

2つ目はけん制効果だ。CRSは今後、国税当局が各国の税務当局と連携して情報交換を毎年行う。これまで適正に申告していない納税者に、適正申告や修正申告を促す効果も期待される。

国税庁で国際業務課長を務めたKPMG税理士

法人の角田伸広税理士は「長年当局が把握、特定できなかった口座情報が投網にかけられたように出てくる可能性がある」と指摘。「国税当局にとって大きな武器になることは間違いない」と話す。手に入った55万件に上る膨大な口座情報をどう整理、分析し、徴税につなげていくか。国税当局にとっては活用の仕組みを築き、実績を積み重ねていくことが課題となる。